



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2025年1月1日)

2025年度標語 気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり

1月度標語 ご安全に! 浮かぶ笑顔は宝物 心に誓う無災害



新年にあたって「ゼロ災運動でいこう ヨシ!」

組合員の「安全」と「健康」を確保して働けるように配慮することは、企業の義務であり、組合員の幸せは職場の「安全」と「健康」の確保が大前提になります。重要なことは、トップはもとよりライン管理者および職場の作業員ならびに労働組合がそれぞれの立場で、ゼロ災に向けた従業員全員参加の取り組みを推進することです。近年は、労働者の高齢化および第三次産業就労者の増加等による死傷災害の増加、精神障害による労災請求件数も急増傾向にあります。生き生きと長く働ける環境を構築するとともに、また働きがいやワークエンゲージメントを高めるためにも、労働災害防止およびゼロ災運動の取り組みを労使一体となって進めていきましょう。

ゼロ災運動 理念3原則

1. ゼロの原則

単に死亡災害・休業災害だけがなければよいという考えではなく、職場や作業に潜むすべての危険を発見・把握・解決し、根底から労働災害をゼロにしていこうという考え方です。

2. 先取りの原則

究極の目標としてのゼロ災害・ゼロ疾病の職場を実現するために、事故・災害が起こる前に、職場や作業にひそむ危険の芽を摘み取り、安全と健康(労働衛生)を先取りすることです。

3. 参加の原則

職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決するために、全員が一致協力してそれぞれの立場・持ち場で自主的、自発的にヤル気で問題解決行動を実践することです。



ゼロ災運動 推進3本柱

1. トップの経営姿勢

安全衛生は、トップのゼロ災害・ゼロ疾病への厳しい経営姿勢に始まる。「働く人一人ひとりが大事だ」、「一人もケガ人は出すまい」というトップの人間尊重の決意から運動は出発します。

2. ライン化の徹底

安全衛生を推進するには、管理監督者(ライン)が作業の中に安全衛生を一体に組み込率先垂範して実践することが不可欠です。ラインによる安全衛生管理の徹底が第二の柱です。

3. 職場自主活動の活発化

一人ひとりが危ないことを危ないと気付き、自主的、自発的にヤル気で安全な行動をするような実践活動がなければ、職場の日々の安全を確保することはできません。



安全衛生教育促進運動



詳しくは 中央労働災害防止協会HP <https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/youryou.html>

★労使で安全衛生教育の実施計画を作成し、必要な時期に、必要な対象者へ、確実に実施をしましょう！！

雇入れ時教育、新任の職長等を対象にした教育、配置転換で作業内容が変わった際の作業内容変更時教育や特別教育を含め、多くの教育が計画どおり出来ていますか？ 安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すために厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会が主唱し2024年12月1日から2025年4月30日の期間に推進している運動です。



法定安全衛生教育一覧

教育名	教育内容
雇入時教育(59条1項)	雇入時に、従事する業務に関する安全または衛生に関する、必要な知識等の教育
作業内容変更時教育(59条2項)	作業内容を変更した者に対する、必要な知識等の教育
特別教育(59条3項)	危険または有害な業務に従事する者に対する、必要な知識等の教育 (労働安全衛生規則第36条で規定されている業務)
職長等教育(60条)	一定の作業について、新たな職長等に対する、必要な知識等の教育
危険有害業務従事者に対する教育(60条2項)	危険または有害業務に現に就いている者に対する、必要な知識等の教育
安全衛生業務従事者に対する能力向上教育(19条2項)	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等に対する、必要な知識等の教育
健康教育(69条) ※努力義務	食生活、運動、口腔保健などの教育

事業場規模・業種の特性や多様な働き方に応じた教育例

教育の対象	留意点
中小企業	自社で教育を実施することが困難な場合は、親企業等による指導・援助、安全衛生団体等の活用による教育・研修を実施する
第三次産業	多様な就業形態がみられ、安全衛生管理体制の整備が遅れている場合もあるため、雇入時教育の充実・強化と企業トップを含めた管理職層、安全衛生担当者への教育を促進する
パートタイマー派遣労働者	業務内容が限定されていることから、雇入時および作業内容変更時の教育を徹底する
高年齢労働者	加齢に伴う心身機能の低下とそれに応じた作業方法に関する事項についての教育を実施し理解度に応じて反復学習を行う
外国人労働者	日本語や日本の労働慣行に習熟していない場合があるため、当該外国人労働者が確実に理解できる方法により教育・研修を実施する



正しい知識で 職場を安全・健康に！

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものです。年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることが予測されます。特に法定安全衛生教育と多様な働き方に応じた教育(2面下表参照)の徹底は、災害防止の上で極めて重要です。下表のチェックリストを活用し、自事業場に必要な教育・研修について改めて確認し、安全衛生委員会等において早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。



安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

[法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則]

教育の種類	対象の有無・実施団体等	対象者あり	実施機関等で実施済		未実施
			自社・関連会社	安全衛生団体等	
雇入れ時教育 法第 59 条第 1 項 ・教育事項：安衛則第 35 条					
作業内容変更時教育 法第 59 条第 2 項 作業の異なる部所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される					
職長教育 法第 60 条 ・職長教育を行う業種：安衛令第 19 条 ・教育事項：安衛則第 40 条					

能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第 19 条の 2

通達「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平元、改正 平 18）

通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平 3、改正 平 31）

対象者	時期等	初任時 初めて当該業務に 従事する時	定期 当該業務従事後、 一定期間ごと	随時 社会経済状況の変化、 職場環境等の大幅な変更時	未実施
安全管理者					
衛生管理者					
安全衛生推進者					
職長等					
() 作業主任者 (例) ボイラー取扱					
() 作業主任者 (例) ガス溶接					
() 作業主任者 (例) 高圧室内					

危険有害業務従事者への教育 法第 60 条の 2

通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平元、改正 平 8）

通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平 3、改正 平 31）

就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更時等に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

** 建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名（例）	必要な資格	資格
安全管理者（一定の業種**で50人以上の規模）	安全管理者選任時研修の修了など	ある / ない
衛生管理者（50人以上の規模）	第一種 衛生管理者免許試験の合格など 第二種 (第二種については業種に制限あり)	ある / ない
衛生工学衛生管理者 〔500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に〕 〔30人以上が従事する事業場〕	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある / ない
安全衛生推進者（一定の業種**で10～49人の規模）	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない
衛生推進者（一定の業種**以外で10～49人の規模）	衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2024年12月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	5件	2名	3名	0件	0名
はさまれ／巻き込まれ	4件	1名	3名		
転落	1件	1名	0名		

(注) 1 2024年9月19日から2024年12月27日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2024年12月7日 現在

業種	2024年(1月～11月)		2023年(1月～11月)		対2023年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	113,193	100.0	110,780	100.0	2,413	2.2
製造業	22,649	20.0	22,525	20.3	124	0.6
鉱業	162	0.1	174	0.2	-12	-6.9
建設業	11,779	10.4	12,094	10.9	-315	-2.6
交通運輸事業陸上	2,554	2.3	2,477	2.2	77	3.1
貨物運送事業	13,862	12.2	13,551	12.2	311	2.3
港湾運送業	306	0.3	278	0.3	28	10.1
林業	1,023	0.9	987	0.9	36	3.6
農業、畜産・水産業	2,634	2.3	2,637	2.4	-3	-0.1
第三次産業	58,224	51.4	56,057	50.6	2,167	3.9

(第三次産業内訳)

第三次産業	58,224	100.0	56,057	100.0	2,167	3.9
商業	18,122	31.1	17,573	31.3	549	3.1
うち小売業	13,634	—	13,088	—	546	4.2
金融・広告	957	1.6	916	1.6	41	4.5
通信	2,164	3.7	1,907	3.4	257	13.5
保健衛生業	15,014	25.8	14,926	26.6	88	0.6
うち社会福祉施設	11,240	—	11,071	—	169	1.5
接客・娯楽	8,456	14.5	7,774	13.9	682	8.8
うち飲食店	4,941	—	4,590	—	351	7.6
清掃・と畜	5,990	10.3	5,605	10.0	385	6.9
警備業	1,759	3.0	1,778	3.2	-19	-1.1
その他	5,762	9.9	5,578	10.0	184	3.3

(注) 1 2024年1月1日から2024年11月30日までに発生した労働災害について、2024年12月9日までに報告があったもの集計したもの。
2 死傷者数は死亡災害または休業4日以上の死傷災害に被災した人の合計数。
3 労働者死傷病報告より作成したもの。
4 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
5 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である

1月の安全衛生行事

前年12月 1日～4月30日	安全衛生教育促進運動(中災防)
前年12月 1日～1月 15日	年末年始の無災害運動(厚生労働省・中災防)
前年12月10日～1月 10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検(国土交通省)
1月15日～1月 21日	防災とボランティア週間